

議案第 2 2 号「武豊町道路占用料条例一部改正」

議案第 2 3 号「武豊町公共用物の管理に関する条例一部改正」

議案第 2 4 号「武豊町都市公園条例一部改正」

反 対 討 論 原 稿

日本共産党武豊町議団

梶 田 稔

私は、日本共産党議員団を代表して、議案第 2 2 号「武豊町道路占用料条例一部改正」、議案第 2 3 号「武豊町公共用物の管理に関する条例一部改正」、議案第 2 4 号「武豊町都市公園条例一部改正」について、同趣旨の提案ですので、この際、一括して反対討論いたします。

長引く不況の中で、住民の家計と中小零細企業の営業は、かつてなく厳しい状況にあります。

その一方で、大企業は多額の内部留保を蓄えながら、「派遣切り」「下請け切り」を強行し、社会的責任を果たせと強い憤りの声があがっています。

このような時、中電など電気事業に係る電柱、ガス事業に係るガス管などの地下埋設、N T T 等電気通信事業に係る電柱などの道路占用料等が 2 0 % 以上大幅に削減される一方、住民がいくらかでも関わりを持つ「行商、募金その他これに類する行為又は業として写真の撮影を行う場合」や「興業を行う場合」などは、据え置きのままとなっています。

まさに、大企業や国・県の言うがままの提案と言わなければなりません。

今回の提案理由で、「土地の公示価格が下落したから」との説明がありました。

しかし、土地の公示価格が下落したとはいえ、住民の固定資産税は引き下げられるどころか、多くが「負担調整」ということでむしろ引き上げられている状況にあります。

道路占用料等と固定資産税の算出方法が違うとはいえ、住民感情として到底容認できるものではありません。

武豊町のホームページに掲載する広告に掲載料を課して、なにがしかの収入を得ようとしている今、電気・ガス・電気通信などの大企業は、社会的責任を果たすためにも、内部留保を社会的貢献に提供する意味においても、道路占用料等を引き上げこそすれ削減すべきではありません。

以上、議案第 2 2 号、2 3 号、2 4 号に反対する理由を述べ、反対討論いたします。

以 上